

経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」への対応についての回答

(注) 5月15日までに提出のあった各府省の回答を記載しております。また、割り振りが「全府省」となっている要望事項については、各府省庁の所管手続についての回答を記載しております。

							1. 緊急的な対応の可否			
団体名	No	要望事項(タイトル)	担当府庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書類申請の簡便、個別手続の電子化関係	各種行政手続等の押印原則の徹底関係	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係	その他
日商	19	自治体手続きの標準化(国による統一の書式・様式の作成と普及促進)	全府省	1	書面・押印	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【農水省】 ・ ・ ・ 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等については事業毎に統一の様式を示しているところ、電子メールでの申請が可能であること(原本は事後に郵送)について周知することとする 【総務省】 「自治体手続きの標準化」については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。 なお、地方税については、法人住民税や法人事業税などの法人の申告税目等については、既にeLTAXを用いて、全国統一フォーマットにより電子申告等が可能となっており、更なるeLTAXでの対象手続の拡大については、費用対効果や地方団体の意向等を踏まえ、検討してまいります。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【農水省】 ・ ・ ・ 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等において押印に代わって自署でも可であることを周知することとする 【総務省】 同左	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他	
日商	20	自治体の行政手続(パスポート、住民票、印鑑証明、戸籍、転出入など)のオンライン化・デジタル化推進	全府省	2	書面・押印	【農水省】 ・ ・ ・ 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等について電子メールでの申請が可能であること(原本は事後に郵送)について周知することとする 【総務省】 地方税については、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働したeLTAXにおいて、法人向けの税目の電子申告及び電子納税が可能となっており、すべての地方団体に対する申告から納税までの一連の手続を、一度に複数団体へまとめて電子的に実施可能となっている。 今後も、eLTAXを活用した地方税の電子化の推進について積極的に検討してまいります。 【消費者庁：認定・更新の申請等】 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 【外務省：パスポート】 2022年度中に旅券の電子申請の導入、2024年度に戸籍謄抄本の添付省略をすべく準備しているが、システム開発には一定の時間を要するため緊急な対応は困難。 【警察庁】 申請期限が切迫しているなどの緊急の場合には、申請受理後、当該期限後に必要書類の提出を追加で求めるなどの対応は可能な手続もある。 各都道府県公安委員会等における電子情報処理組織の整備等の状況を踏まえて検討する必要がある。	【農水省】 ・ ・ ・ 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等において押印に代わって自署でも可であることを周知することとする 【総務省】 同左 【外務省：パスポート】 旅券事務に押印が必要な手続はない。	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。	【消費者庁】 住民票については、事後送付を認める。 【環境省】 これまでに整備済みのオンラインシステムについて、環境省ネットワークシステムの中で適切に管理を行い手続きが滞らないようしている。また、事業者からのオンライン打合せ等に対応できるよう、従来より採用しているシスコ社のWebexによるWeb会議システムを追加配備したほか、その他のWeb会議サービスにも対応できるよう設備を整えて対応可能とし、本事態下において、事業者とのデジタルコミュニケーションの強化に努めている。 【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	
日商	21	事業者向けのオンライン手続の推進(社会保険手続に導入したID・パスワード方式の原則化、GビズID(法人共通認証基盤)の活用)	全府省	3	書面・押印	【公取】 可能な範囲でeメールによる提出を認める 【農水省】 ・ ・ ・ ・令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等について電子メールでの申請が可能であること(原本は事後に郵送)について周知することとする。 ・原本を確認する必要がある場合、個別の事情を踏まえて対応することとする 【総務省】 「事業者向けのオンライン手続の推進」については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【個情委】 デジタル・ガバメント実行計画(2019年12月20日改定(閣議決定))に基づき、費用対効果の精査を十分に行った結果、オンライン化を見送った手続があるため。 【金融庁】 所管法令に基づく、事業者と行政機関等との間の行政手続のオンライン化については、当庁所管のデジタル行政推進法施行規則により法令上は対応済み。その上で、eメールでの提出、添付書類の省略、事後送付等の書類の簡素化を検討 【経産省】 【警察庁】 各都道府県公安委員会等における電子情報処理組織の整備等の状況を踏まえて検討する必要がある。 【厚労省】 個別の要望があれば検討することとしたい。	【公取】 可能な範囲で押印を求めないこととする 【農水省】 ・ ・ ・ ・令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等について電子メールでの申請を可能とし、事後に押印又は自署のある申請書の原本を郵送してもらい、本人確認を行うこととする。 ・押印以外の方法により本人確認を行うことに支障がある場合、個別の事情を踏まえて対応することとする 【総務省】 同左 【個情委】 手続の件数が少ないため、具体的な要望があれば検討する。 【金融庁】 法令に根拠があるものについては、後日、押印を付した書類の郵送での提出を求める。 【経産省】 【厚労省】 個別の要望があれば検討することとしたい。	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する、または ネットでの講習の提供などで対応する。	【環境省】 これまでに整備済みのオンラインシステムについて、環境省ネットワークシステムの中で適切に管理を行い手続きが滞らないようしている。また、事業者からのオンライン打合せ等に対応できるよう、従来より採用しているシスコ社のWebexによるWeb会議システムを追加配備したほか、その他のWeb会議サービスにも対応できるよう設備を整えて対応可能とし、本事態下において、事業者とのデジタルコミュニケーションの強化に努めている。 【経産省】 GビズID(法人共通認証基盤)を使用したというシステムがあれば、GビズIDの運用体制も考慮しつつ連携を検討する。 【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	
日商	26	補助金の申請・報告・請求等における電子契約(電子署名)の利用	全府省	4	書面・押印	【防衛省】 【農水省】 ・ ・ ・ 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等について電子メールでの申請が可能であること(原本は事後に郵送)について周知することとする 【総務省】 原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【外務省】 eメールによる提出を認めた上で、原本は事後送付 ：法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全府省統一の対応が必要 【環境省】 【金融庁】 eメール(PDF添付)による提出を認める 【経産省】 ②、③、④ 【厚労省】 個別の要望があれば検討することとしたい。	【防衛省】 又は で対応を検討 【農水省】 ・ ・ ・ 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等において押印に代わって自署でも可であることを周知することとする 【総務省】 同左 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全府省統一の対応が必要 【環境省】 (緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。) 【金融庁】 【経産省】 【厚労省】 個別の要望があれば検討することとしたい。	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。	【環境省】 (書面原則について) 手続に必要な情報入手できることを条件として、左記の対応を行う。 (押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【経産省】 令和元年12月より一部補助金において補助金申請システム(Jグランツ1.0)の運用を開始し、同システムの活用により書面申請、押印、対面での対応の簡便を目指す。 また、Jグランツ1.0に対応していない補助金や対応できない事業者については、eメールによる提出を受け付け、後日正式な書類を郵送等により提出してもらい対応。 【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	

団体名	No	要望事項（タイトル）	2. 制度的対応の可否			
			各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる（オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。） ：添付書類の省略等の書類の簡素化 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	個人・法人に対して対面での対応（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。（システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。） ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	その他
日商	19	自治体手続きの標準化（国による統一の書式・様式の作成と普及促進）	<p>【農水省】 来年度（令和3年度）から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、法令に基づく行政手続や補助金の交付申請等をオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す</p> <p>【総務省】 「自治体手続きの標準化」については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、地方税については、法人住民税や法人事業税などの法人の申告税目等については、既にeLTAXを用いて、全国統一フォーマットにより電子申告等が可能となっており、更なるeLTAXでの対象手続の拡大については、費用対効果や地方団体の意向等を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【経産省】 今後、該当手続を精査し、優先度等を整理した上で対応を検討する。</p>	<p>【農水省】 来年度（令和3年度）から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、法令に基づく行政手続や補助金の交付申請等をオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す</p> <p>【総務省】 同左</p> <p>【経産省】 今後、該当手続を精査し、優先度等を整理した上で対応を検討する。</p>		<p>【環境省】 政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p>
日商	20	自治体の行政手続（パスポート、住民票、印鑑証明、戸籍、転出入など）のオンライン化・デジタル化推進	<p>【農水省】 来年度（令和3年度）から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、法令に基づく行政手続や補助金の交付申請等をオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す</p> <p>【総務省】 地方税については、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働したeLTAXにおいて、法人向けの税目の電子申告及び電子納税が可能となっており、すべての地方団体に対する申告から納税までの一連の手続を、一度に複数団体へまとめて電子的に実施可能となっている。</p> <p>今後も、eLTAXを活用した地方税の電子化の推進について積極的に検討してまいります。</p> <p>【消費者庁】 認定・更新の申請等） オンラインでの提出の可否について検討を行う。</p> <p>【外務省】 パスポート 2022年度中に旅券の電子申請を導入すべく検討を進めている。 戸籍謄抄本の添付省略については、法務省が2023年度から運用開始予定の戸籍証明書電子交付の仕組みを活用するなどの方法により、2024年度中に添付省略が可能となるよう検討を行っている。</p> <p>【経産省】 今後、該当手続を精査し、優先度等を整理した上で対応を検討する。</p> <p>【警察庁】 各都道府県公安委員会等における電子情報処理組織の整備等の状況を踏まえて検討する必要がある。</p>	<p>【農水省】 来年度（令和3年度）から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、法令に基づく行政手続や補助金の交付申請等をオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す</p> <p>【総務省】 同左</p> <p>【外務省】 パスポート 旅券事務に押印が必要な手続はない。</p> <p>【経産省】 今後、該当手続を精査し、優先度等を整理した上で対応を検討する。</p>		<p>【環境省】 政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p>
日商	21	事業者向けのオンライン手続の推進（社会保険手続に導入したID・パスワード方式の原則化、GビズID（法人共通認証基盤）の活用）	<p>【公取】 可能な範囲でオンラインによる手続を可能とするよう検討を行う</p> <p>【農水省】 来年度（令和3年度）から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、法令に基づく行政手続や補助金の交付申請等をオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す</p> <p>【総務省】 「事業者向けのオンライン手続の推進」については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いいたします</p> <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【個情委】 デジタル・ガバメント実行計画（2019年12月20日改定（閣議決定））に基づき、費用対効果の精査を十分に行った結果、オンライン化を見送った手続であるため。</p> <p>【金融庁】</p> <p>【経産省】</p> <p>【警察庁】 各都道府県公安委員会等における電子情報処理組織の整備等の状況を踏まえて検討する必要がある。</p> <p>【厚労省】 個別の要望があれば検討することとしたい。</p>	<p>【公取】 可能な範囲で押印廃止等を検討する</p> <p>【農水省】 農林水産省共通申請サービスにおいて、GビズID（法人共通認証基盤）による本人確認を実施予定</p> <p>【総務省】 同左</p> <p>【個情委】 手続の件数が少ないため、具体的な要望があれば検討する。</p> <p>【金融庁】</p> <p>【経産省】</p> <p>【厚労省】 個別の要望があれば検討することとしたい。</p>	<p>【金融庁】 電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。</p>	<p>【環境省】 政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>【経産省】 GビズID（法人共通認証基盤）で利用可能な手続を拡大する。</p> <p>【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p>
日商	26	補助金の申請・報告・請求等における電子契約（電子署名）の利用	<p>【防衛省】 又は で対応を検討</p> <p>【農水省】 来年度（令和3年度）から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、補助金の交付申請をオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す</p> <p>【総務省】 原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討</p> <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【外務省】 eメールによる提出を認めた上で、原本は事後送付 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一運用のためには、全省庁統一の対応が必要</p> <p>【環境省】</p> <p>【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力</p> <p>【経産省】 ③</p> <p>【厚労省】 個別の要望があれば検討することとしたい。</p>	<p>【防衛省】 又は で対応を検討</p> <p>【農水省】 来年度（令和3年度）から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、補助金の交付申請をオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す</p> <p>【総務省】 同左</p> <p>【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討</p> <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一運用のためには、全省庁統一の対応が必要</p> <p>【環境省】 手続のオンライン化を検討する。</p> <p>【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力</p> <p>【経産省】</p> <p>【厚労省】 個別の要望があれば検討することとしたい。</p>	<p>【経産省】</p>	<p>【環境省】 政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>【経産省】 令和3年1月より、申請時の利便性等を向上させた補助金申請システム（Jグランツ2.0）の運用を開始予定。同システムの活用により書面申請、押印、対面対応の撤廃を目指す。</p> <p>【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p>

団体名	No	要望事項(タイトル)	担当省庁	省別No.	分類	備考	1. 緊急的な対応の可否				
							各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係		
							<p>各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) 	<p>各種行政手続等の押印原則の撤廃関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) 	<p>個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) 	その他	
日商	28	請求書、見積書、契約書への社印・代表者印の押印	全庁		5	書面・押印	民間の慣行	<p>【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。</p> <p>【公取】 1. 見積書については、現時点で押印を求めている。2. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。3. 請求書については、現時点で押印を求めている。</p> <p>【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【外務省】 ・契約書への押印は会計法第29条8第2項によるもの。 ・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全庁統一の対応が必要</p> <p>【環境省】 書類の種類によって、また、金融機関によって対応は異なるので一概には言えないが、一部の金融機関においては、軽微な書類であればeメールで受け取ることも検討。他方、重要な手続をオンライン化するためには、システム開発が必要となるため、緊急的な対応は困難。</p> <p>【警察庁】 関係省間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。</p>	<p>【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。</p> <p>【公取】 1. 見積書については、現時点で押印を求めている。2. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。3. 請求書については、現時点で押印を求めている。</p> <p>【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【外務省】 ・契約書への押印は会計法第29条8第2項によるもの。 ・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全庁統一の対応が必要</p> <p>【環境省】 緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。</p> <p>【警察庁】 当委員会の権限外の法令等に基づいているため。</p> <p>【金融庁】 書類の種類によって、また、金融機関によって対応は異なるので一概には言えないが、一部の金融機関においては、後日押印付の書類を郵送することを可能とする措置も検討。他方、重要な手続をオンライン化するためには、システム開発が必要となるため、緊急的な対応は困難。</p> <p>【警察庁】 関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。</p>	<p>【環境省】 (書面原則について) 手続に必要な情報を入力できることを条件として、左記の対応を行う。(押印原則について) 手続に必要な書類の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。【金融庁】 必ずしもITリテラシーが高くない層のニーズや負担についても配慮して検討する必要がある。【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとする。</p>	
日商	7	飲食店によるインターネットを通じたチケット販売等における資金決済法に基づく保証金の供託不要期間(6カ月)の延長	金融庁		1	その他	飲食店支援のための手続き等の見直し	<p>資金決済法では、発行の日から6ヶ月内に限り使用できるものは適用除外であるところ、例えば、緊急事態宣言を受けて、店舗を閉鎖せざるを得ない場合などであれば、その店舗閉鎖期間など、実質的に前払式支払手段が使用できない期間につき、6ヶ月の期間に含めないと扱いはすることも立法趣旨には反しないと考えられる。当該6ヶ月の期間に係る扱いについては、現下の状況も踏まえ、個別事案に応じて柔軟な対応を検討したいと考えているため、速急に金融庁又は所管の財務(支)局まで相談いただきたい。)</p> <p>自家型前払式支払手段は基準日に1000万円以上の未使用残高がない場合は資金決済法の適用除外。</p>			
日商	2	セーフティネット保証の認定申請の緩和 ・民間金融機関及び専門家の活用による申請の円滑化、オンライン化	経済産業省		1	書面・押印		<p>本年5月1日より開始した新制度において、金融機関によるワンストップ手続を推進している。</p> <p>また、一部の市区町村ではオンライン申請に向けた動きもみられるところであり、この動きが他の市区町村にも波及することが期待される。</p>	<p>一部の市区町村ではオンライン申請に向けた動きもみられる。</p> <p>一部の市区町村では郵送での受付を開始している。</p> <p>5月より取扱いを開始した新型コロナウイルス感染症対応資金では、金融機関による代理申請を原則としている。</p>		
日商	3	セーフティネット保証の認定申請の緩和 ・提出書類の簡素化(法人番号の活用等による履歴事項全部証明書、納税証明書の省略化)	経済産業省		2	書面・押印		<p>市区町村には法人(個人)の実在が確認できる書面及び売上高等が確認できる書面以外の添付書面は求めないよう要請済。</p> <p>法人の実在が確認できる資料の一つとして、履歴事項全部証明書又は履歴事項現在証明書を求めている(写しでも可。なお、他に代替できるものがあれば必ずしも履歴事項全部証明書でなくとも良い運用としている。)。納税証明書は原則として求めている。</p>	<p>本年5月1日より、申請者の押印については、自署する場合や法人の実在性、申込意思、書類の真正性が別の手段により確認できる場合にあっては、一律に押印を求めないこととしている。</p>	<p>一部の市区町村ではオンライン申請に向けた動きもみられる。</p> <p>一部の市区町村では郵送での受付を開始している。</p>	
日商	15	中小企業支援等 ・専門家派遣の運用改善、専門家によるオンライン窓口相談の推進	経済産業省		4	その他				<p>・「ミラサボ専門家派遣事業」においては、緊急事態宣言発出期間中、緊急措置として、電子的な方法により、専門家が中小企業者等を支援することを、一定の要件の下で本派遣事業とすることを認めている。</p> <p>・「よろず支援拠点」における専門家(コーディネーター)への相談については、通常時より、電話やメール等でも受け付けている。</p> <p>・「経営相談体制強化事業」では、中小企業診断士等によるオンライン相談窓口を設け、国が購している施策の説明等の経営相談業務を実施する。</p>	
日商	16	中小企業支援等 ・商工会議所のオンライン経営指導の制度化(都道府県の補助金要綱への明記)	経済産業省		5	その他				都道府県の補助金要綱に関する内容であるため、都道府県にご要望いただきたい。	
日商	17	特定原産地証明書のオンライン発給の早期実現	経済産業省		6	書面・押印		<p>特定原産地証明書の申請手続については、すでに専用のシステムでの運用を実施済み。)</p>	<p>押印は求めている。</p>	<p>電話や郵送によって対応する。</p> <p>(特定原産地証明書は全国26カ所の事務所でも書面にて発給し、窓口での手交も行っていたが、4月17日に窓口業務を停止し、全面的に郵送での交付に切り替えを実施済み。)</p>	
日商	22	中小企業の特許料金の一律半減制度における一括申請の導入	経済産業省		7	その他				中小企業による審査請求料等の減免申請を一括化するためにはシステムの改修が必要となるため、緊急的な対応は困難。	
日商	24	「中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)」申込書における郵送やオンライン申請の許容 (日報掲載) 「経営セーフティ共済」申込書における郵送や電子申請の許容 掲載誌：中小企業倒産防止共済法施行規則第3条 現状： ・新型コロナウイルス拡大による影響で倒産する企業が増加しており、取引先の倒産時に事業資金を融通する経営セーフティ共済のニーズが高まっ ていく可能性がある。 ・経営セーフティ共済の申込書が紙ベースの書類であり、書類を団体または金融機関の窓口へ提出となっており、郵送が認められておらず、電子申請もできない。 ・事前に引寄せを要とし口添のある金融機関で、「掛金預金口座振替申 出書」の捺印の押印が必要となっている。 規制緩和の要望： ・経営セーフティ共済の申込書、契約変更届出書の郵送・電子申請を認める。 ・「掛金預金口座振替申出書」「一時貸付金貸付請求書」の捺印を不要とする。	経済産業省		8	書面・押印		<p>押印を求めない業務の添付書類を簡素化(口添証明書は不要)。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の手続きは押印を求めない。</p> <p>当該特例措置の他、貸付業務における本人確認書類以外は契約書の押印を求めない。</p> <p>口座振替設定が必要となる契約及び共済貸付以外の業務に関する金融機関による口座確認印は求めない。</p>	<p>機構が取扱窓口となっている業務は郵送にて対応済。</p>	

		2. 制度的対応の可否				
団体名	No	要望事項(タイトル)	各種行政手続等の 書面申請 の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる(オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省略等の書類の簡素化 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の 押印廃止 の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して 対面での対応 (持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
日商	28	請求書、見積書、契約書への社印・代表者印の押印	【原子力規制庁】 手続きの特性に応じ、又は により対応する。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【外務省】 【環境省】 【留債委】 当委員会の権限外の法令等に基づいているため。 【金融庁】 書類の種類によって、また、金融機関によって対応は異なるので一概には言えないが、一部の金融機関においては、オンライン化を検討。他方、多くの金融機関においては、代替措置となる新たなシステムの整備が必要なので、業態の慣行、顧客ニーズを踏まえつつ、慎重に検討する必要がある。 【経産省】 他省庁を含めた政府としての取組に協力していく。 【警察庁】 関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。	【公取】 1. 見積書については、現時点で押印を求めていない。 2. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 3. 請求書については、現時点で押印を求めていない。 【原子力規制庁】 法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。 手続のオンライン化を検討する。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【外務省】 ・契約書への押印は会計法第29条 第2項によるもの。 ・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一運用のためには、全省庁統一的な対応が必要 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】 手続のオンライン化を検討する。 【留債委】 当委員会の権限外の法令等に基づいているため。 【金融庁】 書類の種類によって、また、金融機関によって対応は異なるので一概には言えないが、一部の金融機関においては、オンライン化を検討。他方、多くの金融機関においては、代替措置となる新たなシステムの整備が必要なので、業態の慣行、顧客ニーズを踏まえつつ、慎重に検討する必要がある。 【経産省】 他省庁を含めた政府としての取組に協力していく。 【警察庁】 関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。		【環境省】 政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。 【金融庁】 必ずしもITリテラシーが高くない層のニーズや負担についても配慮して検討する必要がある。 【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。
日商	7	飲食店によるインターネットを通じたチケット販売等における資金決済法に基づく保証金の供託不要期間(6カ月)の延長				
日商	2	セーフティネット保証の認定申請の緩和 ・民間金融機関及び専門家の活用による申請の円滑化、オンライン化	一部の市区町村ではオンライン申請に向けた動きもみられるところであり、この動きが他の市区町村にも波及することが期待される。	本年5月1日より、申請者の押印については、自署する場合や法人の実在性、申込意思、書類の真正性が別の手段により確認できる場合にあっては、一律に押印を求めないこととしている。	郵送での受付を開始している市区町村や、オンライン申請に向けた動きがみられる市区町村もある。 5月より取扱いを開始した新型コロナウイルス感染症対応資金では、金融機関による代理申請を原則としているが、同資金以外でも金融機関による代理申請は可能。	
日商	3	セーフティネット保証の認定申請の緩和 ・提出書類の簡素化(法人番号の活用等による履歴事項全部証明書、納税証明書の省略化)	市区町村には法人(個人)の実在が確認できる書面及び売上高等が確認できる書面以外の添付書面は求めないよう要請済。 法人の実在が確認できる資料の一つとして、履歴事項全部証明書又は履歴事項現在証明書を求めている(写しでも可。なお、他に代替できるものがあれば必ずしも履歴事項全部証明書でなくとも良い運用としている。)。納税証明書は原則として求めていない。	本年5月1日より、申請者の押印については、自署する場合や法人の実在性、申込意思、書類の真正性が別の手段により確認できる場合にあっては、一律に押印を求めないこととしている。	郵送での受付を開始している市区町村や、オンライン申請に向けた動きがみられる市区町村もある。	
日商	15	中小企業支援等 ・専門家派遣の運用改善、専門家によるオンライン窓口相談の推進				中小企業による専門家への相談については、例えば、「よろず支援拠点」における専門家(コーディネーター)について、通常時より、電話やメール等での相談を可能としている。
日商	16	中小企業支援等 ・商工会議所のオンライン経営指導の制度化(都道府県の補助金要綱への明記)				都道府県の補助金要綱に関する内容であるため、都道府県にご要望いただきたい。
日商	17	特定原産地証明書のオンライン発給の早期実現	特定原産地証明書の申請手続については、すでに専用のシステムでの運用を実施済み。	押印は求めていない。	対面での対応を不要とするために必要な検討を進める。 (特定原産地証明書のオンライン発給の実現に向けて、関係省庁とも連携しつつ協定締結国との間で議論を積極的に進め、相手国と合意した協定から運用していく。)	
日商	22	中小企業の特許料金の一律半減制度における一括申請の導入				特許特別会計は収支相償原則の下で運営されており、特許庁のシステム整備に要する費用は、出願料、審査請求料、特許料等としてユーザーの負担となることから、システムの導入や維持に係る費用対効果も精査しつつ検討する必要がある。 現在、特許出願に占める中小企業の割合は増加しつつあるが、年間に複数の特許を出願する者は4割程度に留まり、減免申請の一括化に対する必要性は限定的と考えられる。 また、時期の異なる申請については、それぞれの時点において出願人が中小企業の要件を満たしている必要があるため、減免申請の一括化は困難。
日商	24	「中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)」申込書における郵送やオンライン申請の許容 (日商補足) 「経営セーフティ共済」申込書における郵送や電子申請の許容 経緯：中小企業倒産防止共済法施行規則第3条 現状： ・新型コロナウイルス拡大による影響で倒産する企業が増加しており、取引先の倒産時に事業資金を融通する経営セーフティ共済のニーズが高まってきた可能性がある。 ・経営セーフティ共済の申込書が紙ベースの書類であり、書類を団体または金融機関の窓口へ提出となっており、郵送が認められておらず、電子申請もできない。 ・事前に取引先引き落とし口座のある金融機関で、「掛金預金口座振替申出書」の捺印の押印が必要となっている。 規制緩和の要望： ・経営セーフティ共済の申込書、契約変更届出書の郵送・電子申請を認める。 ・「掛金預金口座振替申出書」「一時貸付金貸付請求書」の捺印を不要とする。	新業務・システム導入と併せてオンライン化を検討中	新業務・システム導入に伴う本人確認手法を検討中	新業務・システム導入と併せてオンライン化を検討中	

							1. 緊急な対応の可否				
団体名	No	要望事項(タイトル)	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 : オンライン化を行う。 : eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 : 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 : その他(簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 : 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 : 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 : その他(簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 : オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 : ネットでの講習の提供などで対応する。 : 電話や郵送によって対応する。 : その他(簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他	
日商	25	「小規模企業共済」申込書における郵送やオンライン申請の許容 (日商補足) 「小規模企業共済」申込書における郵送や電子申請の許容 根拠法: 小規模企業共済法施行規則第2条 現状: ・小規模企業共済の申込書が紙ベースの書類であり、書類を団体または金融機関の窓口へ提出となり、郵送が認められておらず、電子申請もできない。 ・事前に掛金引き落とし口座のある金融機関で、「掛金預金口座振替申出書」の捺印の押印が必要となっている。 規制緩和の要望: ・小規模企業共済の申込書、契約変更届出書の郵送・電子申請を認める。 ・「掛金預金口座振替申出書」「貸付金借入申込書」の捺印を不要とする。	経済産業省		9	書面・押印	押印を求めない業務の添付書類を簡素化(印鑑証明書は不要)。	新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の手續きは押印を求めない(金銭消費貸借契約は除く)。 当該特例措置の他、共済金等の給付業務(マイナンバー提出者除く)及び融資業務における本人確認書類以外は契約者の押印を求めない。 口座振替設定が必要となる契約以外の業務に関する金融機関による口座確認印は求めない。	機構が取扱窓口となっている業務は郵送にて対応済。		
日商	29	保証協会付き融資を実施する際の、保証人面談のオンライン化の許容	経済産業省		10	書面・押印	民間の慣行 保証協会付き融資を実施する際、保証協会が直接対面で保証人面談を実施することは一部のケース(保証利用が初めてのケース)を除いて原則生じない。なお、信用保証委託申込書については、一部の金融機関において電子入力ツールを導入済(書面そのものは存在)。オンライン化については引き続き検討。	押印がなされない場合、信用保証委託契約の真正な成立が推定されない可能性が高くなり、訴訟等の場において証拠資料として取り扱われないこととなるおそれもあるため、現状では信用保証協会のみが押印を廃止する取扱いとする対応は困難。	保証利用が初めてのケース等を除き、保証協会が直接対面で保証人面談を実施することは原則生じない。多くのケースでは、保証協会が金融機関に保証意思確認を含む保証人面談をお願いしているのが実情であることから、金融機関にて実務的に対応できるかどうかによるところが大きい。		
日商	8	テイクアウト商品の店頭販売時の道路使用許可の緩和	警察庁		1	その他	飲食店支援のための手続き等の見直し			道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項第3号に規定する行為に該当するか否かは、当該場所の道路状況、人車の交通状況、出店行為により使用される道路空間の大きさ、出店行為の業態、道路を使用する時間の長短等を総合的に考慮して判断されるものであることから、当該行為に係る場所を管轄する警察署に、個別に御相談されたい。	
日商	1	雇用調整助成金の申請窓口の混雑緩和、申請要件及び運用の更なる緩和と早期支給 ・申請受付体制の強化、手続き時間の短縮、オンライン化 ・生産指標要件および関連確認書類の撤廃等 ・概算前払い制度の導入、書類不備の場合の助成金受給後の是正の容認	厚生労働省		1	書面・押印	<申請受付体制の強化、手続き時間の短縮、オンライン化> 5/20よりオンライン申請受付開始予定。申請受付体制の強化、手続き時間の短縮をするため、人員体制の強化を行うとともに、手続の簡素化を行った。 <生産指標要件および関連確認書類の撤廃等> 生産指標要件を大幅に緩和した。 <概算前払い制度の導入、書類不備の場合の助成金受給後の是正の容認> 概算前払い制度の導入及び書類不備の場合の助成金受給後の是正の容認については、適正支給の観点から対応困難だが、資金繰切日が到来して支払額を確定させていれば支払前の申請も可能とする予定。	雇用調整助成金の記名押印についても、署名による申請も可能とする予定			
日商	5	雇用保険、就業規則、36協定に係る届出の負担軽減	厚生労働省		2	書面・押印	<36協定、就業規則> 36協定、就業規則について、電子申請での提出は可能となっている。 <雇用保険> オンライン化済み	<36協定、就業規則> 36協定、就業規則について、労働基準法施行規則第49条第2項、第59条の2第2項に基づき、記名押印に代えて、署名での提出は可能となっている。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。 <雇用保険> オンライン化済み 署名による申請も可能としている。			
日商	6	E C販売の際の「そうざい製造業」への転換に係る許認可手続き緩和	厚生労働省		3	その他	飲食店支援のための手続き等の見直し 営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。	営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。	営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。	飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業を営もうとする場合は、食品衛生法第52条等に基づき、都道府県知事(保健所設置市にあっては市長、特別区にあっては区長)から、許可を受けることが必要である。営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。	
日商	10	介護ソフトの書式統一、紙ベースの「署名・捺印」「交付」等の見直し	厚生労働省		5	書面・押印	介護分野の規制緩和 既に対応済み(3月6日付事務連絡において、郵送・電子メール等への見直しを図るよう自治体に周知したところ)	既に対応済み(3月6日付事務連絡において、押印の見直しを図るよう自治体に周知したところ)			
日商	11	介護支援専門員の月1回のモニタリング訪問の見直し、遠隔面談・サービス担当者WEB会議の導入実現	厚生労働省		6	対面	介護分野の規制緩和		既に対応済(サービス担当者会議については2月28日付事務連絡において、モニタリングについては3月6日付事務連絡において柔軟な取扱いを認めているところ)		
日商	14	飲食店等の開業における新規営業許可申請のオンライン化等	厚生労働省		7	書面・押印	創業・開業等 営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。	営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。	営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。	飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業を営もうとする場合は、食品衛生法第52条等に基づき、都道府県知事(保健所設置市にあっては市長、特別区にあっては区長)から、許可を受けることが必要である。営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。	
日商	27	建設業における申請・届出のオンライン化	国土交通省		1	書面・押印					
日商	18	防火・防災管理者等に係る対面講習の廃止	総務省		2	対面			新型コロナウイルス感染症対策により講習を受けられなかった場合においても、消防法上の違反処理を行わない旨を通知済み。さらに、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。		
日商	9	地方自治体へ提出する就業証明書(保育所の入園申し込み等)への押印の省略	内閣府 厚生労働省		1	書面・押印	内閣府・厚生労働省 内閣府で回答	法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求めていない。			

団体名	No	要望事項（タイトル）	2. 制度的対応の可否			
			各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる（オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。） ：添付書類の省略等の書類の簡素化 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	各種行政手続等の押印廃止の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	個人・法人に対して対面での対応（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。（システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。） ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	その他
日商	25	「小規模企業共済」申込書における郵送やオンライン申請の許容 （日商補足） 「小規模企業共済」申込書における郵送や電子申請の許容 根拠法：小規模企業共済法施行規則第2条 現状： ・小規模企業共済の申込書が紙ベースの書類であり、書類を団体または金融機関の窓口へ提出となっており、郵送が認められておらず、電子申請もできない。 ・事前に掛金引き落とし口座のある金融機関で、「掛金預金口座振替申出書」の確認印の押印が必要となっている。 規制緩和の要望： ・小規模企業共済の申込書、契約変更届出書の郵送・電子申請を認める。 ・「掛金預金口座振替申出書」「貸付金借入申込書」の確認印を不要とする。	新業務・システム導入と併せてオンライン化を検討中	新業務・システム導入に伴う本人確認手法を検討中	新業務・システム導入と併せてオンライン化を検討中	
日商	29	保証協会付き融資を実施する際の、保証人面談のオンライン化の許容	保証協会付き融資を実施する際、保証協会が直接対面で保証人面談を実施することは一部のケース（保証利用が初めてのケース）を除いて原則生じない。なお、信用保証委託申込書については、一部の金融機関において電子入力ツールを導入済（書面そのものは存在）。オンライン化については引き続き検討。	押印がなされない場合、信用保証委託契約の真正な成立が推定されない可能性が高くなり、訴訟等の場において証拠資料として取り扱われないこととなるおそれもあるため、現状では信用保証協会のみが押印を廃止する取扱いとする対応は困難。	保証利用が初めてのケース等を除き、保証協会が直接対面で保証人面談を実施することは原則生じない。多くのケースでは、保証協会が金融機関に保証意思確認を含む保証人面談をお願いしているのが実情であることから、金融機関にて実務的に対応できるかどうかによるところが大きい。	
日商	8	テイクアウト商品の店頭販売時の道路使用許可の緩和				道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項第3号に規定する行為に該当するか否かは、当該場所の道路状況、人車の交通状況、出店行為により使用される道路空間の大きさ、出店行為の業態、道路を使用する時間の長短等を総合的に考慮して判断されるものであることから、当該行為に係る場所を管轄する警察署に、個別に御相談されたい。
日商	1	雇用調整助成金の申請窓口の混雑緩和、申請要件及び運用の更なる緩和と早期支給 ・申請受付体制の強化、手続き時間の短縮、オンライン化 ・生産指標要件および関連確認書類の撤廃等 ・概算前払い制度の導入、書類不備の場合の助成金受給後の是正の容認	令和4年度中にオンライン化を実施予定	雇用調整助成金の記名押印欄についても、署名による申請も可能とする予定。		
日商	5	雇用保険、就業規則、36協定に係る届出の負担軽減 オンライン化済み	<36協定、就業規則> 36協定、就業規則について、現状、電子申請での提出は可能となっている。	<36協定、就業規則> 36協定、就業規則について、労働基準法施行規則第49条第2項、第59条の2第2項に基づき、記名押印に代えて、署名での提出は可能となっている。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。		
日商	6	E C販売の際の「そうざい製造業」への転換に係る許認可手続きの緩和	営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っているが、令和3年6月からはオンラインによる申請も可能としている。添付書類のPDF添付等を可能とする。	営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っているが、令和3年6月からはオンラインによる申請も可能としている。オンラインによる申請では押印は求めていない。	営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。令和3年6月からはオンラインによる申請も可能としているが、許可を受けるに当たっては、食品衛生法第51条に基づき都道府県が条例で定める基準を満たすことが必要であり、通常、申請を受理してから施設の現場確認等の対応が必要となる。	飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業を営もうとする場合は、食品衛生法第52条等に基づき、都道府県知事（保健所設置市にあっては市長、特別区にあっては区長）から、許可を受けることが必要である。営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。
日商	10	介護ソフトの書式統一、紙ベースの「署名・捺印」「交付」等の見直し	既に対応済み（3月6日付事務連絡において、郵送・電子メール等への見直しを図るよう自治体に周知したところ）	既に対応済み（3月6日付事務連絡において、押印の見直しを図るよう自治体に周知したところ）		
日商	11	介護支援専門員の月1回のモニタリング訪問の見直し、遠隔面談・サービス担当者WEB会議の導入実現			新型コロナウイルスへの対応業務に集中しており、現段階で制度的対応の可否についての検討することは困難。	
日商	14	飲食店等の開業における新規営業許可申請のオンライン化等	営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。令和3年6月からはオンラインによる申請も可能としている。添付書類のPDF添付等を可能とする。	営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。令和3年6月からはオンラインによる申請も可能としている。オンラインによる申請では押印は求めていない。	営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。令和3年6月からはオンラインによる申請も可能としているが、許可を受けるに当たっては、食品衛生法第51条に基づき都道府県が条例で定める基準を満たすことが必要であり、通常、申請を受理してから施設の現場確認等の対応が必要となる。	飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業を営もうとする場合は、食品衛生法第52条等に基づき、都道府県知事（保健所設置市にあっては市長、特別区にあっては区長）から、許可を受けることが必要である。営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。
日商	27	建設業における申請・届出のオンライン化	建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和4年度内の運用開始に向けて検討を行っています。	建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和4年度内の運用開始に向けて検討を行っているところです。また、申請書類等書面の押印については、政府全体の方針も踏まえつつ、許可事務をともに行う地方公共団体の意見を聞きながら、手続きの在り方について検討を進めてまいります。		
日商	18	防火・防災管理者等に係る対面講習の廃止			引き続き、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。	
日商	9	地方自治体へ提出する就業証明書（保育所の入園申し込み等）への押印の省略		法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求められていない。ただし、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正を担保するために押印を求めている。規制改革実行計画に基づき、押印の要否に関する実態を把握した上で、引き続き市町村に対応を促していく。		

							1. 緊急的な対応の可否			
団体名	No	要望事項(タイトル)	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 : オンライン化を行う。 : eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 : 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 : その他(簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 : 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 : 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 : その他(簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 : オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 : ネットでの講習の提供などで対応する。 : 電話や郵送によって対応する。 : その他(簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
日商	12	法人設立の際の公証人役場における定款認証の廃止 (存続の場合も手数料(5万円)の早期引き下げ)	法務省	1	その他	創業・開業等				対応不要 定款認証については、既に、オンライン申請、電子署名、テレビ電話等の利用が可能であり、利用者は、公証役場に出頭せずに遠隔で手続を完了することができるため、コロナ感染防止のための緊急対応は不要である。
日商	13	第三者の個人保証の際の公証人役場での対面手続きの見直し	法務省	2	対面	創業・開業等			対応困難 民法第465条の6第1項は、公的機関である公証人による公正証書の作成手続を経ることによって、保証人になろうとする者(保証予定者)の保証意思を事前に確認することとし、安易な保証契約に伴う生活の破綻などの事態を防ごうとしたものである。保証意思説明公正証書の作成に当たっては、公証人は、直接保証予定者に保証意思を確認すること、公証人が保証予定者の口授を筆記し、これを読み聞かせ又は閲覧させること、保証予定者及び公証人が公正証書に署名・押印することとされているところ、現行法令上、囑託人が公証役場に出頭せずにこれらの手続を実施して公正証書を作成することはできない。 また、公証人による意思確認に当たっては、保証予定者が任意の口授ができるよう債権者や主債務者が同席しないことが望ましく、また、基本的な事柄を安易に資料に基づかず口授することができるかなどを確認することが必要になるが、電話やオンライン会議では同席者の有無や囑託人が資料を参照しているかどうかなどを確認することが困難となり、保証意思確認の趣旨が達成できないおそれもある。このような観点からも、電話等での対応は相当とはいえない。	
日商	23	学校の購買の見積書・請求書・領収書への押印の省略、ネット販売品の見積書の省略	文部科学省	1	書面・押印		それぞれの学校の実情に応じて適宜ご対応いただくことになる。	それぞれの学校の実情に応じて適宜ご対応いただくことになる。		

		2. 制度的対応の可否				
団体名	No	要望事項(タイトル)	各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 : オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) : 添付書類の省略等の書類の簡素化 : その他 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印廃止の撤廃関係 : 法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正を行う。 : 法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 : その他 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 : 電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) : 対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 : その他 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
日商	12	法人設立の際の公証人役場における定款認証の廃止 (存続の場合も手数料(5万円)の早期引き下げ)				対応困難 定款認証については、既に、オンライン申請、電子署名、テレビ電話等の利用が可能であり、利用者は、公証役場に出頭せずに遠隔で手続を完了することができるため、コロナ感染防止の観点からの対応は不要である。 また、要望に関する制度的対応の可否については、対応困難である。 公証人による定款認証は、株式会社等の法人の組織と活動に関する根本規範である定款について、真正に作成されたものであるかどうかや、記載内容の会社法等への適合性等を審査し、後日の紛争や不正行為を防止する機能を果たしている。このように、定款認証は、最も広く利用されている株式会社等の法人についてその設立の適正さを確保し、我が国の法人制度の信頼性向上に寄与する重要な制度であり、撤廃すべきではないと考える。 なお、定款認証制度については、法的インフラとしてその機能が果たされるよう、利便性向上や現代的課題への対応のための取組を不断に行っており、最近の取組としては、平成30年11月30日以降、定款認証に際し設立される株式会社等の実質的支配者についての申告を嘱託人に求めることとしている。また、前述のとおり、平成31年3月29日以降、テレビ電話等を利用してオンラインにより行うことも可能となっており、本年5月11日施行の省令改正により、テレビ電話等の利用はより広く可能になっている。 おって、手数料に関しては、公証人は、嘱託人から受ける手数料等のみを収入としているところ、公証人が受ける手数料は、事務内容や当事者の受ける権利を基礎として、物価の状況等も考慮して政令(公証人手数料令(平成5年政令第224号))で定めている。 そして、上記制度の果たしている役割や現行の物価水準が現行手数料を定めた平成5年から約4.5%上昇していること等を踏まえ、手数料額は適正であると考えられるが、今後も不断に見直し(の要)を検討していきたい。
日商	13	第三者の個人保証の際の公証人役場での対面手続きの見直し			対応困難 民法第465条の6第1項は、公的機関である公証人による公正証書の作成手続を経ることによって、保証人になろうとする者(保証予定者)の保証意思を事前に確認することとし、安易な保証契約に伴う生活の破綻などの事態を防ごうとしたものである。 保証意思表明公正証書の作成に当たっては、公証人は、直接保証予定者に保証意思を確認すること、公証人が保証予定者の口授を筆記し、これを読み聞かせ又は閲覧させること、保証予定者及び公証人が公正証書に署名・押印することとされているところ、現行法令上、嘱託人が公証役場に出頭せずにこれらの手続を実施して公正証書を作成することはできない。 また、公証人による意思確認に当たっては、保証予定者が任意の口授ができるよう債権者や主債務者が同席しないことが望ましく、また、基本的な事柄を安易に資料に基づかず口授することができるかなどを確認することが必要になるが、電話やオンライン会議では同席者の有無や嘱託人が資料を参照しているかどうかなどを確認することが困難となり、保証意思確認の趣旨が達成できないおそれもある。このような観点からも、電話等での対応は相当とはいえない。	
日商	23	学校の購買の見積書・請求書・領収書への押印の省略、ネット販売品の見積書の省略	それぞれの学校の実情に応じて適宜ご対応いただくことになる。	それぞれの学校の実情に応じて適宜ご対応いただくことになる。		